

## 就学時健康診断を実施します

平成20年4月に、小学校に入学されるお子さんを対象とした、就学時健康診断を実施します。左表の日程にしたがって受診してください。

当日は通知書（ハガキ）に必要な事項を記入してお持ちください。通知書は9月中旬ごろ発送します。

▼受付時間 11午後1時～1時15分

実施会場	児童見込数	実施期日	実施内容
本郷小学校	22名	9月27日（木）	・内科 ・歯科 ・知能検査 ・視力 ・聴力 ・面接
本郷北小学校	73名	10月31日（水）	
上三川小学校	115名	10月2日（火）	
坂上小学校	22名	10月26日（金）	
北小学校	49名	10月12日（金）	
明治小学校	91名	10月16日（火）	
明治南小学校	33名	11月8日（木）	

▼問い合わせ先 教育総務課 学事係  
☎9156

## 特別児童扶養手当

### ●受給条件について

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、又はその養育している人が手当を受けることができます。なお、外国人の方も受給の対象になります。ただし、次のいずれかに該当するときは、手当を受けることができません。

- ①児童、請求者が日本国内に住所を有しないとき
- ②児童が児童福祉施設などに入所しているとき
- ③児童が障害を支給事由とする公的年金を受給しているとき
- ④父母又は養育者などの前年度の所得が一定額以上のとき

### ●手当の額について

手当の等級	手当の額	障 害 程 度
1級	障害児1人につき 月額 50,750円	身体障害者手帳1・2級及び3級の一部の児童（内部障害は診断書による）療育手帳A1、A2の児童 上記と同程度の障害があると認められた児童
2級	障害児1人につき 月額 33,800円	身体障害者手帳3級及び4級の一部の児童（内部障害は診断書による）療育手帳B1の児童（診断書により判定） 上記と同程度の障害があると認められた児童

### ●手当の支給について

手当は知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月（12月～3月）、8月（4月～7月）、11月（8月～11月）の3回指定した通帳の口座に支払われます。

### ●申請手続きについて

健康福祉課の窓口にて請求の手続きをしてください。県知事の認定を受けた後に手当が支給されます。

#### 〈添付書類〉

- ①特別児童扶養手当認定請求書
- ②請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ③世帯全員の住民票の写し
- ④障害認定診断書  
身障手帳（内部障害をのぞく）と療育手帳（B1をのぞく）所持の場合は診断書の省略ができます。
- ⑤その他（印かん・請求者名義の郵便局の通帳）

▼申請・問い合わせ先＝健康福祉課 社会福祉係 ☎9128